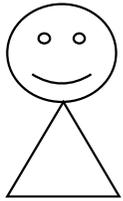


参議院議員比例代表選出議員選挙における
当選人の決定方法と「特定枠制度」について

- 参議院比例代表選出議員選挙は、全国を単位に行われ、有権者は、
当選させたい候補者（名簿登載者）の氏名又は政党等の名称のい
ずれかを記載して投票します。
- 政党等の総得票数（候補者氏名が記載された投票と政党等の名称
が記載された投票の合計）に基づいて各政党等の当選人の数が
決まります。
- また、各政党等の中では、得票数の最も多い候補者から順次当選
人となりますが、政党等が優先的に当選人となるべき候補者を届
け出した場合、候補者の得票数に関わらずその候補者が優先して当
選人となります。（特定枠制度）
- また、優先的に当選人となるべき候補者については、当選人と
なる順位が付されます。
- なお、優先的に当選人となるべき候補者の氏名を記載した投票は、
政党等の名称が記載された投票とみなされます。

参議院比例代表選挙では**特定枠制度**が導入されています。

特定枠を設けない場合



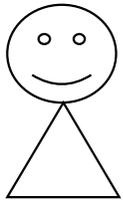
候補者個人または
政党に投票

〇〇党の候補者（名簿登載者）
（当選人の枠を2人と仮定した場合）

- A さん：50票
- B さん：30票
- C さん：20票
- D さん：10票

- 候補者の中から誰が当選するかは、候補者個人の得票の多さで決まります。
⇒〇〇党の当選人は、AさんとBさんです。
- 政党等は、当選の順番を決めることはできません。

特定枠を設けた場合



候補者個人または
政党に投票

〇〇党の候補者（名簿登載者）
（当選人の枠を2人と仮定した場合）

- A さん：50票
- B さん：30票
- C さん：20票

優先的に当選させる人（特定枠）

- D さん：10票

- 政党等は、候補者の中から優先的に当選させる人を決めることができます。（Dさん）

- 当選の順番は、
①優先的に当選させる人として名簿に記載された人
②その他の名簿登載者の中から票が多い人
となります。
⇒〇〇党の当選人は、DさんとAさんです。

〇〇党の投票として
カウントされます。